

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（493）
2. 日時：令和5年4月14日 10時00分～10時55分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、大塚安全審査官、小野安全審査官、

平本安全審査専門職、上田審査チーム員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 泊発電所 所長代理、他6名

原子力事業統括部 部長（安全技術担当）※、他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第12条 安全施設（DB12 r. 8. 0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r. 7. 0）
- （3）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第12条 安全施設）
- （4）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第12条 安全施設

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	あ、規制庁のそれでは12条のヒアリング、江藤泊発電所3号炉の衛藤12条安全施設のヒアリングを開始したいと思います説明をお願いします。
0:00:11	はい。北海道電力の太細です。本日、12条の説明ですけれども、先月、3月のヒアリングでいただいたコメント、
0:00:21	の回答説明ということで約10分弱でご説明いたします。
0:00:29	資料ですけれども、4種類お配りしておりますけれども、このうち使いますのが1-3、これがコメント回答リストと、
0:00:39	いうものになっております。
0:00:41	それとあと、1-2ですね、これ比較表になってまして、コメント回答の中で適宜、参照するというのでこの1-2と、
0:00:51	いうのも用いて説明をしたいというふうに思います。
0:00:56	では資料1-3、コメント回答リストの8ページをご覧ください。
0:01:03	本日も説明はですねナンバーの27番以降になります。
0:01:09	このナンバー27はですね、被ばく評価、ダクトの補修に係る被ばく評価ですけれども、これ本日、論点になるかなというところでして、
0:01:20	説明ちょっと一番最後にさせていただこうと思います。
0:01:24	次のページ、9ページをご覧ください。
0:01:29	ナンバーの28ですけれども、格納容器スプレイ配管、これ泊多重化しましたけれども、多重化したというところを踏まえて、設置変更許可申請の、
0:01:43	本文に単一箇所として挙げるかどうかと。
0:01:46	というようなコメントでした。
0:01:48	回答としてはですね、設置変更許可申請の記載箇所からは、抜くという回答になるんですけれども、これは資料1-2比較表の方でご説明いたします。
0:02:03	ページ番号でいきますと、12-10ページをご覧ください。
0:02:16	一番右、泊3号の欄の下から、
0:02:20	8行目ぐらいですね、赤字の箇所で、
0:02:24	原子炉格納容器スプレイ設備のスプレイリングという記載がありますけれども、従来ここにスプレイ配管も記載しておりましたけれども、ここ設置変更許可申請の本文、
0:02:37	の記載に当たるところですので、そこから除いたと。
0:02:41	ということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	ただ一方です。ねまとめ資料としては多重化したという、説明はきちんとする必要だろうということで、残しておりました、同じ資料比較表の12の
0:02:55	47ページをご覧ください。
0:03:06	でこの12-47ページは設置変更許可申請への記載ではなくてあくまでまとめ資料としての記載になるところですけれども、
0:03:15	ここのですね下から、
0:03:18	7行目ですかね、単一設計箇所で格納容器スプレイ配管ということで記載しておりました、
0:03:26	まとめ資料としてはですね、単一設計箇所で挙げた上で、きちんと多重化の検討をしたというのが残るような構成と、
0:03:35	しております。
0:03:39	以上がコメントの28番の回答でして、資料1-3のコメント回答リストの方に戻っていただきまして、
0:03:51	29番ですけれども、これも被ばく評価の関係ですので、先ほどの27番と合わせて、最後にご説明いたします。
0:04:01	続きまして30番ですけれども、これ重要度の特に高い系統を抽出するにあたって、
0:04:10	間接関連系の説明はしてをしておりますけれども直接関連系の記載がないというところで、説明を追加するよというコメントでした。
0:04:21	追加箇所ですけれども、
0:04:24	資料1-2、比較表ですね、これの
0:04:27	別紙1-1-15。
0:04:31	ほぼ資料の真ん中ぐらいに当たると思うんですけれども1-1-15をご覧ください。
0:04:43	ここに補足ということで、間連携についてということで、1ポツで直接関連系を追加したというものでございます。
0:04:52	記載にあたってはですね、PWR、BWRの先行事例確認しましたけれども、PWRでは、そもそも、この1-1に相当する表資料がないと。
0:05:05	ということで参考にならないと。
0:05:07	BWRについては、女川はじめ他のプラントもですね、ちょっと直接関連系というところの説明なかったものですから、
0:05:17	これ重要度分類審査指針の規定を参考に、ちょっと泊オリジナルになってしまうかもしれないんですがちょっと記載をしたと。
0:05:28	いうものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:33	それから、続きましてですねコメント回答リスト、資料1-3に戻っていただきまして31番、
0:05:43	これ
0:05:45	ちょっと文章わかりづらいので、
0:05:49	まとめ資料比較表ですね、資料1-2の方でご説明いたします。
0:05:55	ページ番号でいきますと、12-別紙1-2の99ページ。
0:06:05	1-2-99ページをご覧ください。
0:06:14	泊3号炉の欄ですね、図1、
0:06:18	今の
0:06:21	右側の方ですねアニュラス空気浄化設備というのでこれ記載を変更した後のものですが、従来高圧注入系と、
0:06:31	というような記載しております、その左ですね、低圧注入系と設備自体は違うんですが、機能が一緒だったと、炉心を冷却する機能は一緒で、
0:06:44	ここで区分分離の説明をするには適さなかったというところで、違う機能であります、アニュラス空気浄化設備と、
0:06:55	いうようにいうような記載に変更しまして、ちゃんと区分分離の説明ができるようにしたと。
0:07:01	いうところが回答でございます。
0:07:06	それからですねちょっと被ばく評価の説明に行く前にですね1点記載の適正というところでご説明させていただきたいというふうに思います。
0:07:17	資料1-2比較表ですね、12-17ページ。
0:07:23	をご覧ください。
0:07:28	12-17ページこれ共用設備、それから相互接続設備の基準適合性を説明しているところですが、大飯34号炉の欄、
0:07:40	引用しているプラントですね、今ここでは比較のため、柏崎伊井675というふうにしております。それから、次の12-18ページをご覧ください。
0:07:54	こちらではですね比較のため島根2号ということで引用しております。従来PWR、具体的に言いますと、高浜とか伊方というものをちょっと参考にしておったんですが、
0:08:08	BWR確認して、より新しい方ということで、適正化というか、最新化を図ったと。
0:08:15	というようなこともやっております。
0:08:20	ではですねコメント回答リスト、資料1-3。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:24	の8ページに戻りまして、
0:08:27	最後被ばく評価の関係の回答説明をさせていただきます。
0:08:34	前回のヒアリングでご説明したところの繰り返しになりますけれども、
0:08:40	PWRとBWRで、そもそも基準適合の考え方が異なっていたということ。
0:08:48	それからあと
0:08:51	日英、
0:08:53	ラクタムの方の修復を期待しないというところに関しては、BWRで評価をしているものの、それでは基準に適合しないと。
0:09:02	というようなところ、これちょっと前回の繰り返しになりますけれども、こういったところは回答の方、充実させております。
0:09:12	一方前回、ヒアリングでちょっとご指摘ありました、先行の審査実績の反映と、
0:09:18	いう観点でちょっと今回、回答を追加しております、その部分がですね、
0:09:24	この回答概要という欄の、黒字の取りまとめた資料という括弧書きありますけれども、その
0:09:33	5行ほど上ですね。
0:09:37	なお書きの部分。
0:09:40	ですけれども、ここのBWRプラントの審査、
0:09:44	これで
0:09:47	修復に期待するしないで修復に期待しない場合は基準適合ではないというような議論があったのが、2014年から15年にかけてと。
0:09:59	いうことを確認しております。
0:10:02	一方でですね、PWRの最新許可プラントであります、大井三、四号炉、
0:10:08	の設置変更許可処分、これが2017年ですので、
0:10:14	BWRでいろいろ被ばく評価、それから修復に期待するしないと。
0:10:20	いった議論が片づいたといいますか、ほぼ落ち着いた以降に、大飯の許可が出てると。
0:10:27	いうところを踏まえまして、我々としては大井の考え方、記載を踏襲するということでもですね、審査実績は十分反映できていると、妥当であると。
0:10:39	いうふうに考えております。
0:10:42	本日はこちらからの説明としては以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:48	はい。
0:10:49	規制庁のですそれではこちらから確認したいと思います。
0:11:03	規制庁の少々お待ちください。
0:11:34	本当に規制庁のちょっと、先ほどご説明いただいた、
0:11:39	記載適正化いただいた箇所とかあったんですけども、ちょっと比較表で教えていただきたくて、
0:11:45	この12-32ページなんですけれども、
0:11:55	消火設備のところの記載で、
0:11:58	今のこの記載ですと黄色ハッチの下のところで共用する各号、
0:12:04	また号炉設置の火災区域に対して必要な容量の消火水を供給できるって
0:12:10	いう、
0:12:10	ものなんですけれども、
0:12:12	一応記載についてはいい方と比較して一緒にしていただいているんですけど、
0:12:18	これ女川だと、12と共用して共用したところに各号炉に必要な容量を
0:12:26	ミミズを価格確保しますっていう、記載になって泊だと何て言うんすかね123のでき、3号給の部分の水しか、
0:12:37	確保しなくてもいいような記載になってんすけどこれってあれなんすかね。それぞれいいのかなっていうのがちょっと。
0:12:42	わからなくてですね。
0:12:46	はい。北海道電力の太細です。まず女川との違いなんですけれども、女川というのはですね、12号、二つの号炉ありまして、
0:12:58	端的に言いますと、設備が一つであると。
0:13:01	で、1号炉でも2号炉でも同じ設備を使うという意味での共用と。
0:13:06	というのが女川でございます。
0:13:09	一方、
0:13:10	泊、それから参照している伊方ですけれども、これ12号と3号で分かれてると。
0:13:19	というか、12号側の設備というのがあるのと、3号側の設備と、
0:13:24	というのがあると。
0:13:26	いうところでまず女川と泊言い方というところは、設備構成として違うというところがございます。
0:13:33	あと共用する他号炉と言うふうに書いてますのは、
0:13:39	今この場合でいきますと泊3号炉の申請ですので3号炉から見て他号炉ですんで12号炉、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:47	もともと 12 号炉についていた消火のポンプであったり、タンクであったり、そういったものを 12 号炉側で共用している
0:13:58	焼却設備とか固体庫とかですね、そういったところに供給するという意味合いで、こういった記載になっておりますので、
0:14:07	ちょっと女川とは、系統構成も違いますし、
0:14:10	見方を参照しているというのはそういう理由でございます。
0:14:17	規制庁の尾野です。すみません、女川の方は、泊と違って、
0:14:28	と当該号炉の設備を、
0:14:31	1 号にも共用かけてることですそれと 12 号にも同じ設備があって両方共用かけている。
0:14:37	北海道電力の太細ですちょっとあの資料でご説明いたしますと、1-2。
0:14:43	まとめ資料のですね。
0:14:46	ちょっとお待ちください。
0:15:08	北海道電力の太細です。
0:15:10	と、別紙の 2-2-9 と。
0:15:13	いうページをご覧ください。
0:15:22	ほとんど後ろの方になります。
0:15:31	はい。まず、真ん中、女川の、
0:15:34	女川 2 号炉の欄ですけれども、
0:15:38	右下
0:15:40	電動機駆動消火ポンプというのがございまして、そこから上の方、
0:15:47	に上がっていきますと、2 号炉、それから途中で分岐して左側に 1 号炉と。
0:15:56	いうふうになってまして、消火ポンプで 2 号炉も 1 号炉も、どちらにも消火水を供給するという系統構成になってます。
0:16:08	一方隣の泊 3 号炉の欄ですけれども、これ左側に水源四つ記載しておりますけれども、その右、
0:16:18	緑のラインから右行く部分ですね、ちょっと小さくて見づらいですけれども、消火ポンプと、
0:16:26	というのが上と下を書いて、上の方、緑になってる部分ですね。
0:16:30	これご覧いただいて、ここからですね右の方さらにいって、途中で分岐しておりますけれども、1 号炉と 2 号炉に行くと。
0:16:42	いうふうになっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:43	一方ですれね緑の色付けしてない部分、下の方についてはですれね、同じ消火ポンプというのはあるんですけども、これ3号炉にしかいかないと。
0:16:56	いうことでまず
0:17:00	系統構成がちょっと繰り返しになりますけれども
0:17:04	女川とはちょっと違っているというところがございます。女川と
0:17:10	同じようなといいますか、構成でいきますと泊の12号の方ですれね、上の方の緑で色ついている部分については、比較的女川と類似の系統構成になってるかなと。
0:17:23	いうふうに思います。ただ今ここで、
0:17:27	審査対象は3号炉ですので、それが3号炉として見たときには、どうかといいますと、
0:17:33	他号炉という扱いになって、他号炉に設置している、
0:17:38	にやららというような記載になったというものでございます。以上です。
0:17:49	規制庁のわかりました。ありがとうございます。
0:18:02	はい北海道電力の太細です。従来は12号共用ということでして、今回3号を加えたのは今回が初めてというか今回加えました。
0:18:20	はい、その通りです。
0:18:26	3号の増設の際の設置変更許可ですれね、このときに、
0:18:34	ザっこうであるとか固体庫というのは、
0:18:37	本体設備としては供用かけました。ただ消火設備としてはですれね、設置変更許可申請所、3号設備に対する消火設備のみを、
0:18:47	記載申請していたので、
0:18:51	焼却設備とか固体庫とか、そういったところのす消火設備まで申請対象に含めていなかったというところがございます。
0:19:14	はい、北海道電力の太細です。その認識の通りです。
0:20:15	規制庁のちょっとな中で相談する少々お待ちください。
0:21:16	はい、規制庁再開します。あとごめんなさい、本当にもうちょっと起債でちょっと教えていただきたくて、どこだったっけ、通信連絡設備とか書いてあったJ S Rの25とか24、両方。
0:21:30	書いてあるんですけども、
0:21:33	それから24の方、
0:21:35	もう25の方も共用なんです。
0:21:39	25、15-12-34と35ですれね。申し訳ございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:56	ごめんなさい。ちょっと確認なんですけれど。
0:22:00	女川とかは通信連絡設備で今回、泊で通信連絡設備のうち、まで電力通話
0:22:09	電話設備とか、
0:22:11	何とかわとかでて下の 35 ページの方行くと多分この
0:22:15	通信連絡設備の運転指令設備はあって限定かけてるんですけど女川も通信連絡設備とくくってるもの全部をこう、
0:22:23	あれですかね共用かけて出戸泊の方は一部だからこういう記載にしてある種この設備だけですっていうふうなものなんか実態と合わせて
0:22:35	多分今泊の方は記載してると思うんですけど女川はあれなんですかねこの通信連絡設備全部を今回共用かけるから、
0:22:43	国場の子。
0:22:45	何も限定かけてないっていうことでいいのかちょっと教えていただきたいくて、
0:22:51	北海道電力の太細です。本店の畠山さん、女川の状況わかればご説明いただけないでしょうか。
0:23:05	北海道電力の畠山です。
0:23:08	さっき藤間のご質問ですけれども、女川発電 2 号炉の通信連絡設備の、旧通信線通信連絡設備の中、
0:23:20	どこまで共有をかけているかということについては申し訳ございません今、ちょっと手元に調べたものがございませんので、ちょっとお答え、この場ではお答えはちょっとできない。
0:23:33	状態です。規制庁のわかればちょっと教えていただきたいかったぐらいだったらちょっと自分で調べてみるので大丈夫ですでちょ、ちょっとこの確認といえますか
0:23:44	結構泊って何とか設備のうち何とかって限定をかけてるんだけど、何か先行 A M A G I 検定かけてなかったりとかかけたりとかがあってちょっとその辺の記載のルールの確認させていただきたかっただけっていうのが趣旨ですみません。
0:23:59	北海道電力の太細です。そういった意味でいきますとですね、女川 2 号炉の欄で、通信設備以外はですね、
0:24:09	はい何々設備または何々系のうち、
0:24:14	何々はというふうにしておりますので、
0:24:17	泊も、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:19	同様にですね、何々設備と、失礼しました、何々施設のうち、何々設備はと。
0:24:27	というようなところで統一を図っているというところですよ。
0:24:37	あとごめんなさい衛藤規制庁の谷津あのんもう一度 3435 ページちょっと教えていただきたくて、
0:24:49	例えば、
0:24:50	35 ページなんですけれど、火災防護設備のうち消火設備連絡ラインって書いてあって、Aと 12-32 ページいくと今度火災設備のうち消火設備括弧。
0:25:03	何とか何とか設備って書いてあるんですけど、ここの、
0:25:07	消火設備連絡ラインっていうのは、消火設備、
0:25:12	連絡ラインっていうのがその固有名詞として設備登録されているのか、その消火設備のカッコ連絡ラインなのかちょっとわからなくて教えていただいてもよろしいでしょうか。北海道電力の太細です。後からおっしゃった消火設備の消火ポンプとかろ過水タンク、これは具体的な設備名、
0:25:30	でございます。この箇所は共用の説明をするというところですので、実際に共用している設備を記載しております。
0:25:39	一方先の方ですね、12 の 30、
0:25:45	5 ページですか。
0:25:46	35 ページこれ相互接続の説明をすると。
0:25:50	言った部分でございます、
0:25:54	接続してる
0:25:56	なんていうんでしょうか小箇所が、
0:25:59	何と何を接続しているかというのが、具体的にその
0:26:05	この設備とこの設備を接続しているという記載ではなくてですね接続している箇所の何々ラインであるとか何々配管というのを記載して記載するようにしておりますので、
0:26:17	そういった意味で具体的な設備なのか、またはその
0:26:21	抽象的なといいますか相互接続してるのは、ここのライン配管だよというのがわかるようにしたかと。
0:26:28	というようなところの記載の相違でございます。
0:26:32	規制庁のわかりました。
0:26:34	ちょっと考えてね少々お待ちください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:04	ちょっとスプレ配管のところなんですけど回答で特に本部側でぬことは、私も特に問題ないかなと思うんだけど、テンパチやっぱなお書きで書いておこうかなっていう気もちょっとあって、テンパチっていうのは、テンパチの部類になると多分12分、
0:29:20	ページの12-26とかこの辺りが多分、
0:29:24	25から始まるのかな、25から始まるのが多分第2項適合のところはずっと多分入ってて、別にこの中身を書く必要はないんだけど、
0:29:34	このなお書きで、一番26の最後になお単一設計フェアネスっていうと書いてありますよね。
0:29:42	ここになお書きで、直井ら始まってんでまた出たすか。
0:29:47	それともう、もうここはちょっとアニュラス関係なので、どっちかいうとその前の段落の25ページに、なおは切れたすか。
0:29:56	ちょっと入れた方がいいか要は泊の特徴なんで、本文に記載する必要は全くないんだけど、その
0:30:04	経緯がわかるように、少し2三行で倒れについては多重化した設計とすることとしたとかっていうふうにした方がいいかなと、ちょっと検討していただければなと思います。
0:30:16	北海道電力の太細です。もともと配管って書いたところを抜いたというところですので、我々配管、
0:30:24	あとは書けるとお思いますのでちょっとどう書き変えたらいいかは検討いたします。
0:30:28	規制庁ですみませんねちょっと我々も今後まとめてちょっと揺れてるところもあって少し1回入れてみてどうかというところを考えたと思いますそれであと、
0:30:38	それ以外で、例の27、7のところなんですけど、
0:30:43	現状は理解はしています。
0:30:45	ただこれまで前提、さっき、なお書きのところで説明されたんだけど、これはまず根拠ありません。
0:30:52	ていうのは、やっぱり設置許可というのは、認可日がすべてです。
0:30:57	なので、要は、審査中という扱いになるわけですよ。14年15年でも、基本的にはある程度その部分の論点終わったとしても、それをもってその根拠を持っていませんっていう話にはまずならないと。
0:31:10	なので、柏崎とかBWR認可の後なので、そうすると最新の知見っていう耳で見ると、BWRのプラントをよく見てくださっていう、まず前提になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:20	で、だからといってやれって言うつもりはあまりないんだけど、じゃあ、じゃあそのこの章に書かれているところも、
0:31:28	どういうふうにこれ整理されてるのかっていうのは、若干やっぱりちょっとよくわからなくて多分友利の方も寄られ迷ってんのかなっていう気も迷ってから調べ尽くしてきてないのかなっていう気もしていですね。
0:31:40	例えばその、
0:31:41	3行目に書いてある、
0:31:46	聞き取りをしているという話と、要はその先行の例えば、会合の実績とか、ヒアリングの実績で何らかの話があってそれを根拠に提示されてるんであれば私も、
0:31:59	それを調べたり確認できるんだけど、
0:32:01	これだとちょっと何となくよくわからない。
0:32:04	妥当。
0:32:06	判断されたとも聞いていますというかがちょっとよくわかりません。うん。
0:32:12	こういう回答だと、ちょっと私も、
0:32:17	何とも言えませんよっていうだけでしかないですそれが指摘事項でか、会合で明確に残っていれば、それを我々も知ら調べに行ってそういう会合の議事録とかを確認して、
0:32:29	そういう整理をしたんだってというのはわかると思うんだけど、そこはちょっとわかりませんということで、少しもう少し、やれと言うつもりはないんですけどもう少し、
0:32:38	調べてもらえますかなんですよね。
0:32:41	いいですかね。北海道電力の安井でございます。過去の審査会合の、
0:32:48	議事、議事、議事メモですかね。あの辺とかもかなり確認したんですけども、直接的にこの敷地で5ミリを超えなくても復旧できなければ、12条の基準適合に、基準法に適合しないと判断されたっていうのが明示的に公文書で残ってるものってどうしても見つけられなかったです。
0:33:08	ちょっと先ほどの太細からの説明で申し上げなかったんですけども、まずPWRでやってることっていうところが、
0:33:21	復旧をするという評価をですね、敷地境界の評価も、
0:33:29	作業員の復旧作業の方も、両方のその評価のやり方っていうところをちゃんと条件を整合させてやっているっていうところがやはりその基準適合を示す上では、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:40	我々の方がしっかりやっているというふうに考えてございますので、そのスタンスっていうところはちょっとご理解いただけたらというふうに考えてるところでございます。
0:33:53	原子炉規制庁谷津はいその部分というのは私もちょっと読んでいて、特に疑義があるわけでは、実はあんまりないんですよ。
0:34:02	おっしゃる通り、
0:34:05	Pの場合これで問題なし。なしとかそもそも基準適合上に、の記載、記載とか要求事項だけを見れば、特に問題ないと思ってます。現状、
0:34:16	ただ、私が気にしてるのは、各最新の知見がそうなっているので、それに対してどう整理するかなどというだけなんですよ。今Pのやつがやり方が間違ってるとか今の泊が間違ってるっていうつもりも全然なくて、適合性の判断としては、
0:34:32	ここで書いてあるように、想定されるっていうような状況まで各単一故障を加熱しなくてもいいという前提の根拠を説明した上で問題ないという判断を
0:34:43	説明していると、過去のPWRもそれでやってきたっていうそこは私は別に疑義があるわけでは特にありませんで、なので、要は最新の知見に至ったときにそれにも合わせてプラスアルファとして、
0:34:56	BWRはその部分をやってますよって。
0:34:59	よくSAFやるんでやってると思うんだけど、そのPPでやってなかったことが、BDプラスアルファで最新知見として、要は、
0:35:10	より保守的な評価っていうか保守的というかより幅広い評価をプラスアルファしてきてるっていうところがあるんですね。
0:35:18	この12条のこの部分については、なぜそのBWRの時にその前提があるにもかかわらず、プラスアルファしたんだっていうところが、
0:35:28	説明していただかないと、我々としても、いいですね、要は何か見てるけど最新知見に合わせたとき照らしたときに、どうですかと。なので、
0:35:38	適合性のし判断として、今の書類が間違ってるっていうつもりはないです。
0:35:43	なので、そういう意味で、少しもう少し調べてもらえますかっていうのは、ちょっとBWRの今聞き取りを、これ終わったのかどうなんだっけ。
0:35:55	力の差ですけども聞き取りとしては、一通り聞き取れる範囲は聞き取ってます。はい。
0:36:02	それでもあんまりちょっと答えがない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:07	北海道電力の太細ですこの場でちょっと今お答えするのは難しいかと思うんですけども一度社内、
0:36:15	調整させてください。
0:46:11	北海道電力の太細です。まず、泊のアニュラス空気浄化設備それから女川で対応するのが、非常用ガス処理系ですかね。これの
0:46:21	対応というか、まず期待してる機能であるとかその復旧までの期間とかですわそういったものの相違というところでちょっと
0:46:31	記載が足りなかった部分もありますので、この 27 番については回答概要を充実するということとあと、まとめ資料の方に何かかけることあるかという観点で再度
0:46:45	持ち帰り、社内で検討したいと思います。以上です。
0:46:50	はい。ありがとうございます規制庁宮本さんありがとうございました。私から以上です。
0:47:59	規制庁宮元ですけども、今、普通の話をしたのは、まず、
0:48:04	これ自体が問題っていうわけじゃないんですよ。
0:48:06	6条のその他の自然現象で富津を今、
0:48:11	外そうとされていると。それとの整合性ってどう考えるのかなっていうところがあって
0:48:17	基本的に6条の岸その他のアーク指示書で風で、括弧台風に関しては、
0:48:25	要はより正確なデータとして、要は
0:48:29	ポータルかな、小樽と。
0:48:32	それ以外の気象観測所を持ってこられていると。硬いここの当然、事故解析とかに全部使ってるのは放つつと、要は、
0:48:44	小樽かなの李やっているので、多分そこは多分泊も変えるつもりはありませんと。
0:48:52	正しいって一番チャンピオンのトップに関しての整理だけは、普通じゃなくて、その部分を変えたいと、多分そういう話になるということ
0:49:04	で、
0:49:04	多分、そのの先行実績ではあんまないんだと思うんだよね。
0:49:11	そのの整合性どうしますかっていう、そういうことなんですよ。
0:49:14	それは、もしかしたらこっち側じゃなくて、
0:49:18	6条のその他の外部事象でちょっと説明してもらわなきゃいけないかもしれないので、そこを確認してください。
0:49:27	北海道力の佐瀬承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:32	北海道電力の安井でございます。寿都の方の話で、6条の方の話ってのはそのスーツの数字自体を使うっていうところに特化をしているので、
0:49:43	そのいろんなロジックでそこは使えませんが話をするんですけども、安全解析の気象データの方ってというのは、
0:49:51	今、泊は1997年の気象データサイト内の気象データを使って、安全評価向けの相対濃度とか相対線量とかっていう数、ものを計算しています。
0:50:06	その1997年の気象データそのものが、
0:50:12	ちゃんと
0:50:13	十年間ですね。
0:50:15	その十年間に対して特異な都市になってないかっていうところを確認するっていうことが目的なので、あくまでもその気象データのの一つ一つの風速が、
0:50:25	農法っていうのではなくて、その年が、ちょっとおかしな気象になってませんよねというところの、確認に用いているということなんでちょっと
0:50:34	六条側の話は少し違うのかなというふうに認識してございます。
0:50:42	あと原子炉規制庁三輪ですおっしゃる通りだと思ってます。そこをしっかりと
0:50:49	でき、できればというこちら側に入れるのがいいのか、六条側に入れるのがいいのか、要は
0:50:58	まとめ資料ベースでその説明の文章を入れて欲しいっていう、いうことです。要は、今言われてるのは多分おっしゃる通りで、基本的には発電所のデータとを照らし合わせたときに、棄却検定かなんかするときの、
0:51:12	代表性に問題がないかっていう確認は、要はやってますと、ただ、具体的に今言われたようにそれがおかしくないかどうかの確認であってその数値を丸々用いているものではないと。
0:51:24	いうところで影響はないっていうのを、要は、入れてくださいっていうそういうどうしても今、何を言ってるかっていうと、
0:51:33	6条のその他の外部事象で、富津わ一の極端に言えばそこは極端な風が吹くので、発電所の気候等全然違いますよという説明を、
0:51:46	しているというのが前提になってるので、それと、多分今言われた解析の話で全然違うんだけど、でも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:53	ぱっと見一緒に、ぱっと見っていうか、その何でこっちは用いて送ってこっちは何で持ちじゃ駄目なのっていうところの識別はしっかりつけてくださいってそういうことです。
0:52:06	沼沢先生、承知いたしました。
0:52:15	はい、規制庁ねそれでこちらからの質問は、ないんですけど北海道電力の方から何かございますか。
0:52:22	あ、ごめんなさい。規制庁側へ通し質問。はい。ウェブを含めて質問ありませんか大丈夫ですか。
0:52:31	はい。では北海道電力の方から何かあれば。
0:52:36	北海道本店、本店側からございません。
0:52:41	はい北海道電力太細です東京からもございません。
0:52:45	はい、規制庁のそれではヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。